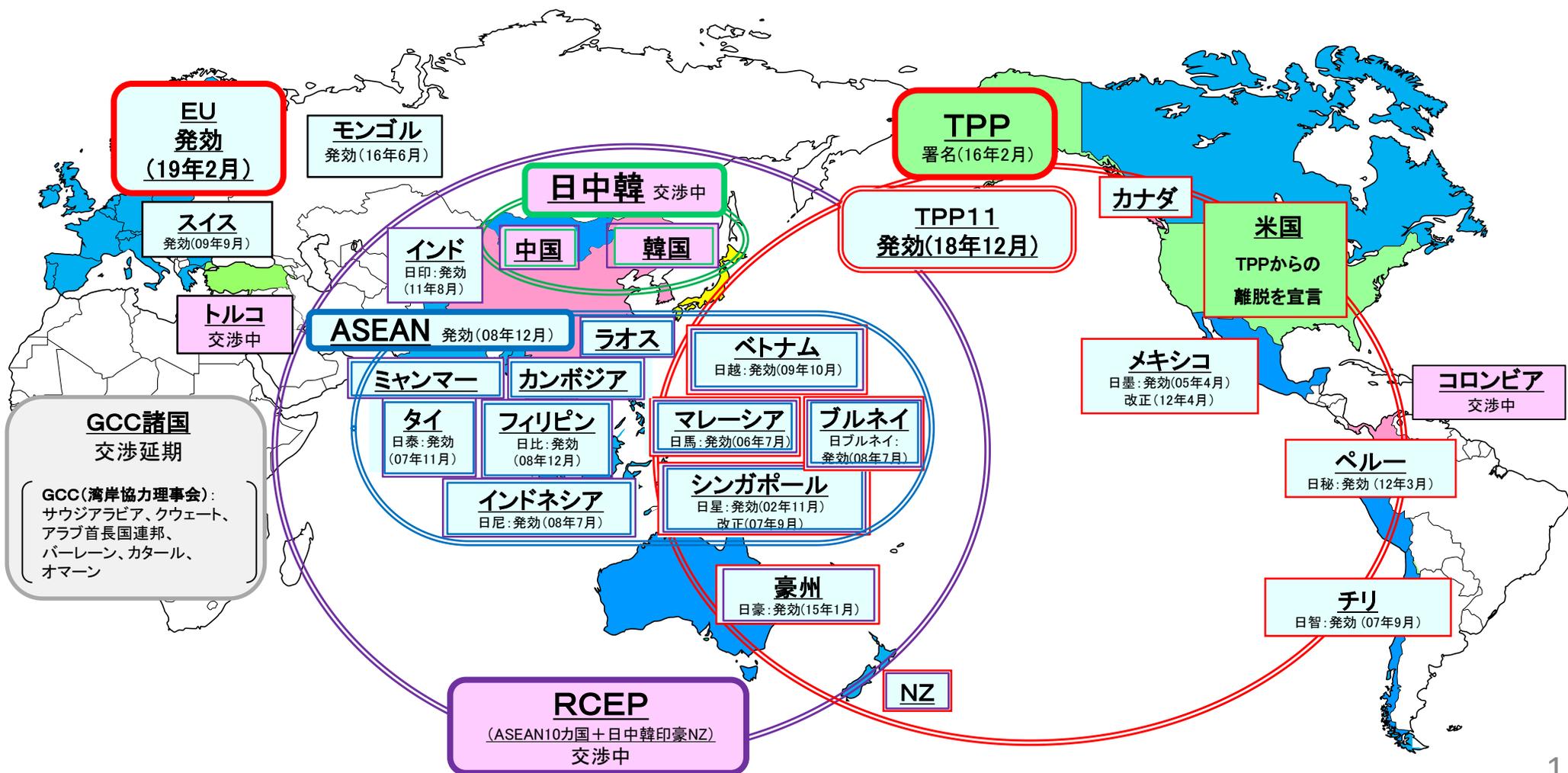


日EU・EPAについて

2019年 2月
経済産業省

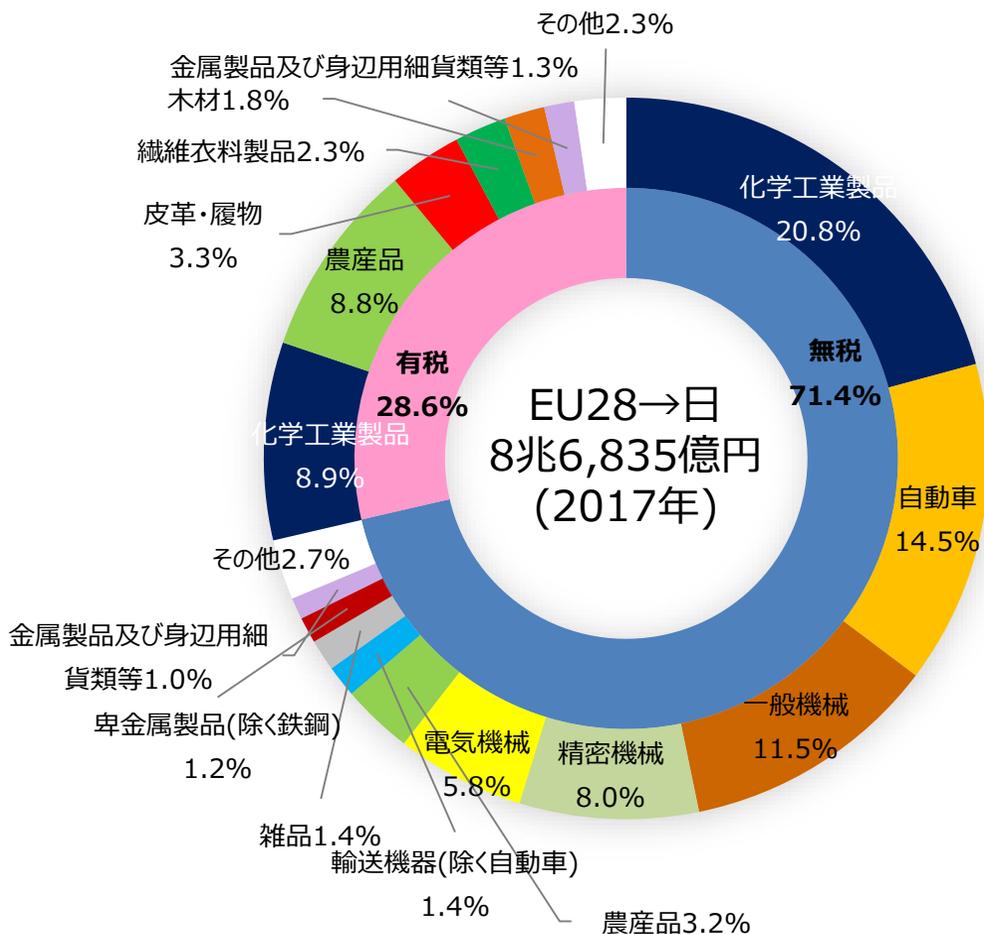
日本の経済連携の推進状況

- 2018年12月時点での我が国の発効したFTAのカバー率※は23.3%⇒TPP11と日EU・EPAで36.5%へ
 (参考：韓国…67.9%、中国…38.7%、米国…47.5%、EU…33.0%(域内貿易含まず))
 ※全貿易額に占めるEPA発効済国との貿易額の割合。
- 現在、我が国は21か国・地域との間で18の経済連携協定を署名・発効済。

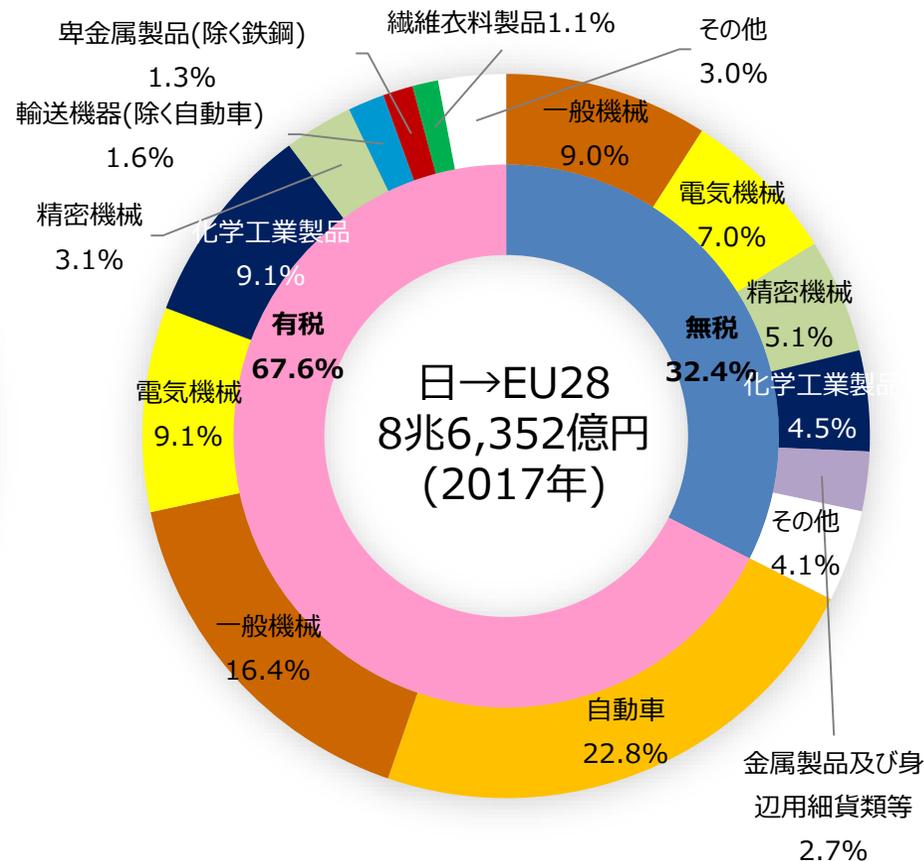


日EU貿易関係(2017年)

- ✓ EU側有税品目(例:乗用車10%、電気・電子機器最大14%)は、日本側輸出額の7割弱に対して、日本側有税品目はEUからの輸入額の3割弱
- ✓ 日本からの輸出に占めるEUのシェアは11.1%、日本への輸入に占めるEUのシェアは11.6%
- ✓ EUからの輸出に占める日本のシェアは3.2%、EUへの輸入に占める日本のシェアは3.7%



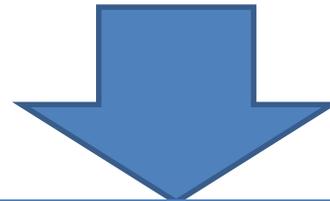
貿易データ:財務省貿易統計(2017年)
関税データ:実行関税率表(2017年)



貿易データ:GTA(2017年)
関税データ:WTO-IDB(2017年)

他国のEUとのFTA締結状況

	韓国 (EU・韓国 FTA)	カナダ (CETA)
署名	2010年10月	2016年10月
発効 (暫定適用)	2015年12月 (2011年7月)	未発効 (2017年9月)
鉱工業製品の 関税撤廃率	100%	100%



先行してEUとFTAを締結した国と比べて、
EU市場での日本企業の競争条件に遅れ

日EU・EPA【意義と経緯】

日EU・EPAの意義

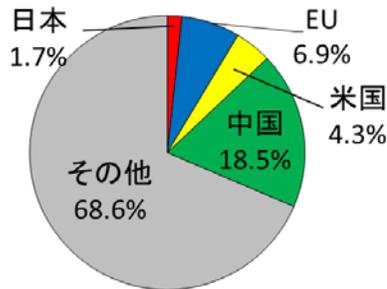
- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。
- 日EU関係の最優先課題である日EU・EPAは、戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化するもの。
- 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EUによる世界で最大級規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ、雇用を約0.5%（約29万人）増加させる見込み。
- 本協定署名により、我が国の発効済みFTAカバー率は25.2%から35.6%まで増加の見込み。

経緯

平成25年3月:交渉開始 ⇒平成29年7月:大枠合意 ⇒同年12月:交渉妥結 ⇒平成30年7月:署名 ⇒平成31年2月:発効

人口(2016年)

日本+EU=8.6%

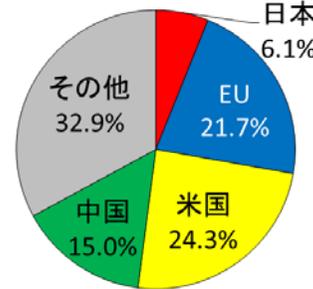


	人口 (2016年, 百万人)	シェア (%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,104	68.6%
世界計	7,444	—

出典: World Bank, World Development Indicators, May 21, 2018

GDP(2017年)

日本+EU=27.8%

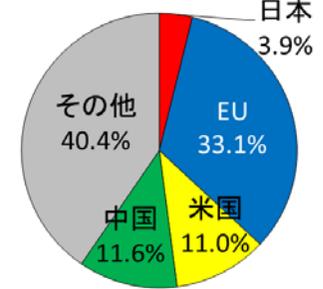


	GDP (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界計	79,865	—

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2018

貿易(輸出+輸入)(2017年)

日本+EU=36.9%



	貿易(輸出+輸入) (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
域内	7,468	21.1%
米国	3,888	11.0%
中国	4,112	11.6%
その他	14,309	40.4%
世界計	35,384	—

出典: IMF, Direction of Trade Statistics, May 25, 2018

市場アクセス分野



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

□ EU側撤廃率:約99%。(注1)(注2)

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 酒類については, 日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

□ 日本側撤廃率:約94%(注2)

(農林水産品:約82%, 工業品等:100%)。

● 農林水産品

- ✓ コメは, 関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度, 糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし, 枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品, 繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%):11年目又は16年目に撤廃。

我が国産品の輸出拡大や市場拡大の実現

- **工業製品** :乗用車・自動車部品に加え, 一般機械, 化学工業製品, 電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。大企業のみならず, メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益**。
- **農林水産品**:牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し, 5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上**。
- **酒類** :酒類の**輸出拡大**(EU側は全ての関税を即時撤廃)。GI保護による**ブランド価値向上**。

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。

(注2)撤廃率は, 品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA【効果②】

ルール分野

- 21世紀の経済秩序のモデルとなるような、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進する自由で公正なルールを数多く実現。
- 日EU・EPAは日EU間の自由で公正な開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築し、日本経済の再生に寄与する。保護主義的な動きが拡がる中、日EUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ続けるという世界に対する力強いメッセージとなる。

(例)

原産地規則: 原産地証明の自己申告制度の採用により、輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となり、リードタイムやコストが削減。

投資自由化: ネガティブ・リスト方式の採用により透明性の高い自由化約束を確保。ただし、公共サービスに関し、必要な政策裁量は確保。

知的財産: 知的財産に関する制度の運用における透明性、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保。

地理的表示(GI): 農産品や酒類(「日本酒」等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

貿易と持続可能な開発: 国内での高い水準の環境保護や労働保護の維持、継続的な改善について約束。市民社会との共同対話の開催。

規制協力: 日・EU間で、計画中の規制措置の事前公表や意見提出の機会の提供等により、規制・基準策定時の透明性の向上や、規制・基準の調和を期待。

農業協力: 農産品・食品の貿易促進、農業の生産性・持続可能性の向上、食品製造における技術向上等に関する協力の促進を期待。

日EU・EPAのもたらす効果(イメージ)

EUとの関係強化

- ・日EU間の貿易・投資拡大
- ・直接投資を通じた雇用創出
- ・規制協力の推進

日本経済再生

- ・輸出・海外投資拡大
- ・対日直接投資増加
- ・日本企業のグローバル化
- ・訪日外国人の増加

国際場裡におけるメリット

- ・自由貿易の推進
- ・新たな国際ルール作りへの積極的関与
- ・他国に劣後しない競争条件の確保



日EU・EPA(協定の全体像)

● 日本語及び英語を含むEU23公用語全てが正文。以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則, ②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束, ③補助金・国有企業に対する新たな規律、ソースコードの開示要求の禁止、規制協力等, 先進的なルール → 日本経済や企業活動に貢献 + 世界のルール作りをリード

第1章 総則 本協定の目的, 用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し, 関税撤廃・削減の他, 内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則及び原産地手続 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件, 証明手続等を規定	第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保, 簡素化等を規定	第5章 貿易上の救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫措置 SPS措置に係る手続の透明性向上, 技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害 強制規格等を導入する際の手続の適正化, 透明性の確保等を規定	第8章 サービスの貿易, 投資の自由化及び電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他, 電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動, 支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置 資本の移動等に関し, 原則自由な移動を可能にする他, 一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし, 本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 競争政策 反競争的行為に対する適切な措置, 協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議, 一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業, 特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権, 商標権, 意匠権, 著作権の保護及び権利行使の他, 農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 企業統治 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易及び持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力 計画中の規制案の事前公表, 意見提出の機会の提供等の他, 動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業分野における協力 農産品・食品の輸出入の促進, 安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し, 情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度に関する規定 本協定運用のための合同委員会の設置, その下での特別委員会の設置, 連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生, 改正等に係る手続, 日本語を含む正文等を規定	(注) 投資保護規律と投資紛争解決手続は, 本協定に規定なし。別途, EUとの間で協議中。7

関税

- ✓ 日→EU間の工業製品に関する輸出関税撤廃率：**品目・貿易額ともに100%撤廃**
- ✓ 日本に先行してEUとの間でFTA/EPAを締結し、EU市場で関税撤廃がなされる競合国企業に対する日本企業の**競争力が改善**

(例)

	日本からEUへの輸出額	関税率
乗用車	1兆39億円	・10%
一般機械	1兆9600億円	・ボールベアリング：8.0% ・エンジン（船舶・自動車用除く）：4.2%
化学品	1兆948億円	・印刷インキ：6.5% ・写真用の化学調製品：6.0%
電気機械	1兆2932億円	・液晶TV：14% ・モニター：14%

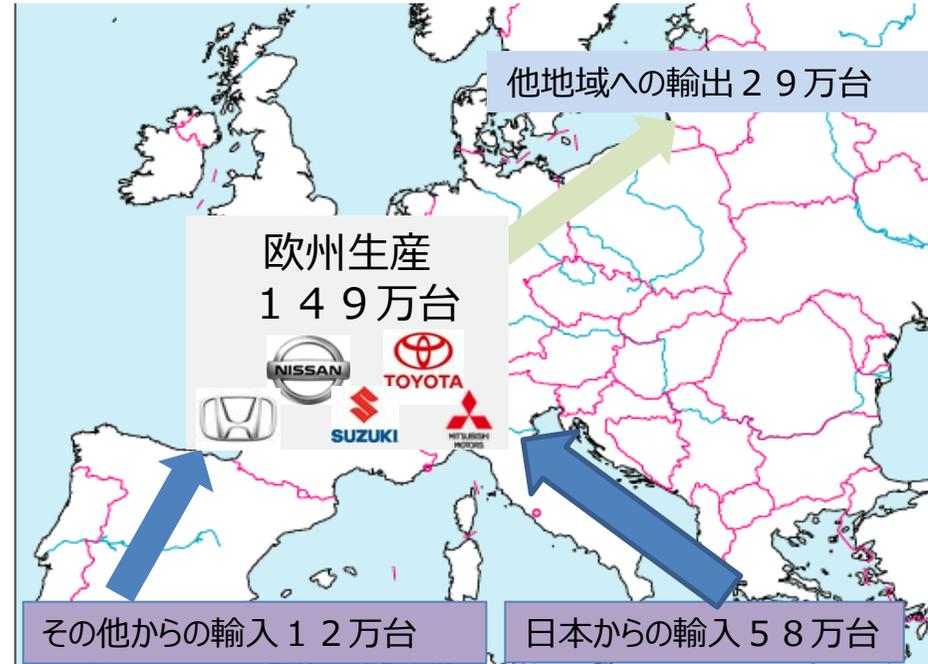
関税(完成車)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
乗用車 (電気自動車含む)	10039.0	10%	8年目撤廃	イタリア、ベルギー、 英国等
トラック	48.5	10-22%	8年目撤廃	イタリア、フランス、 オランダ等

<参考>日EU及び韓EU間の自動車貿易

	日本→EU		韓国→EU	
	2009年	2017年	2009年	2017年
輸出台数	69万台	63万台	35万台	52万台
現地生産台数	114万台	151万台	27万台	69万台
EUでの販売台数	185万台	196万台	58万台	97万台
EU市場でのシェア	13.1%	12.9%	4.1%	6.4%

<参考>欧州における自動車産業の展開



出典) 輸出台数: Global Trade Atlas 販売台数・市場シェア: 欧州自動車工業会 現地生産台数: 日本自動車工業会等

関税(自動車部品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ギヤボックス	2773.3	3-4.5%	即時撤廃	オランダ、ベルギー、ドイツ等
ホールベアリング 円錐ころベアリング	1339.8	8.0%	8年目撤廃	ドイツ、オランダ、フランス等
大型エンジン、 その他のエンジン部品	893.9	2.7%	即時撤廃	フランス、英国、ハンガリー等
乗用車用タイヤ	807.7	4.5%	即時撤廃	ドイツ、ベルギー、英国等
プラスチック製品 (自動車用のシャシばね等)	525.6	6.5%	8年目撤廃	ドイツ、英国、ベルギー等
その他の自動車部品	442.9	3.5%	即時撤廃	英国、ドイツ、フランス等
コンプレッサー	404.6	2.2%	即時撤廃	ドイツ、オランダ、イタリア等

出典：Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
N社(茨城県)	精密治具製造	関税率1.0-2.8%	ドイツ
K社(栃木県)	歯車製造	関税率0.3-4.5%	フランス

関税(一般機械・精密機械)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
ターボジェット・ プロペラの部品	1389.9	2.7-4.1%	4年目撤廃	英国、ドイツ、スペイン等
リチウムイオン 蓄電池	550.0	2.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、オーストリア等
カメラ用レンズ	547.1	6.7%	4年目撤廃	オランダ、ドイツ英国等
溶接機部品	519.9	2.7%	即時撤廃	ベルギー、英国、ドイツ等
送受信機器(モニター 含む)部品	286.8	5%	即時撤廃	スロバキア、ハンガリー、ドイツ等
旋盤(金属切削用、数 値制御式)	286.5	2.7%	4年目撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
電気基盤(1,000ボルト 以下)	267.5	2.1%	6年目撤廃	ドイツ、英国、オランダ

出典 : Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S社(北海道)	農業機械	7.0%	欧州各国
N社(長野)	精密板金工作機械	2.7%	ルーマニア

関税(繊維製品・化学工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
化合織の糸・ 織物	477.3	3.8－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、フランス等
筆記用インキ	261.2	6.5%	8年目撤廃	フランス、ベルギー、ドイツ等
不織布・ 特殊糸	129.9	4.0－12.0%	即時撤廃	イタリア、ドイツ、ベルギー等
衣料品(ジャケット、 ネクタイ等)	107.2	6.3－12.0%	即時撤廃	フランス、イタリア、英国等
コーテッド織物類 (工業用繊維等)	59.9	4.0－8.0%	即時撤廃	ドイツ、イタリア、オランダ等
綿の糸・織物	43.6	4.0－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
毛の糸・織物	11.1	3.2－8.0%	即時撤廃	イタリア、フランス、英国等
ジーンズ	3.9	12.0%	即時撤廃	フランス、ドイツ、イタリア等

出典: Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
S工業組合(愛媛)	高品質タオル	6.9－12%	欧州各国
K社(福岡)	繊維製品の製造	8.0%	欧州各国
B社(岡山)	帆布	8.0%	英国、ドイツ、フランス
K社(山梨)	ネクタイ	3.0－7.2%	フランス
F社(静岡)	織布	3.0－7.2%	イタリア、フランス

関税(その他鉱工業製品)

品目	EUへの輸出額 (億円)	EU側 関税率	交渉結果	主な輸出先
陶磁器	12.5	5.0-12.0%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、フランス等
刃物	10.5	2.7%	即時撤廃	フランス、ドイツ、英国等
化粧筆	9.0	3.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
台所用の木製家具 (ダイニングチェア除く)	0.18	2.7%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等
鉄製の食器	0.1	3.2%	即時撤廃	フランス、ドイツ、オランダ等
竹製・とう製の家具	0.02	5.6%	即時撤廃	オランダ、ドイツ、英国等

出典 : Global Trade Atlas

関税撤廃により裨益する企業の例

企業例	製品	EU側の関税率	主な輸出先
H社(高知)	刃物	2.7%	ドイツ、イギリス
M社(広島)	化粧筆	3.7%	フランス
O社(岩手)	南部鉄器	3.2%	フランス

原産地規則

(概要)

- ✓ 輸入される産品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減（関税上の特惠待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を規定。

(交渉結果)

- ✓ 原産品の累積と生産行為の累積^(※)の両方を選択的に適用可能な、いわゆる完全累積制度を採用。
 - ※原産品の累積：自国内での産品の製造に相手国の原産品を使用する場合には、それを自国の原産材料とみなすことが認められる規定。
 - ※生産行為の累積：自国内での産品の製造に非原産材料を使用する場合であっても、その非原産材料の製造過程で生じた相手国内での生産行為（材料として使用された相手国の原産品や相手国内で生じた製造経費等）については、自国内で製造される産品が原産品であるかどうかの決定するにあたって考慮することが認められる規定。
- ✓ 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度^(※)を採用。
 - ※自己申告制度：輸出者又は生産者が自ら原産地申告書（産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面）を作成し、輸入者がそれを輸入国税関に提出することを通じて、又は輸入者が自らの知識に基づき産品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことを通じて、EPA税率の適用申請を行う制度。
- ✓ 輸入国税関は産品の原産性に疑義がある場合には輸出国税関を通じて確認を行う（間接確認）。

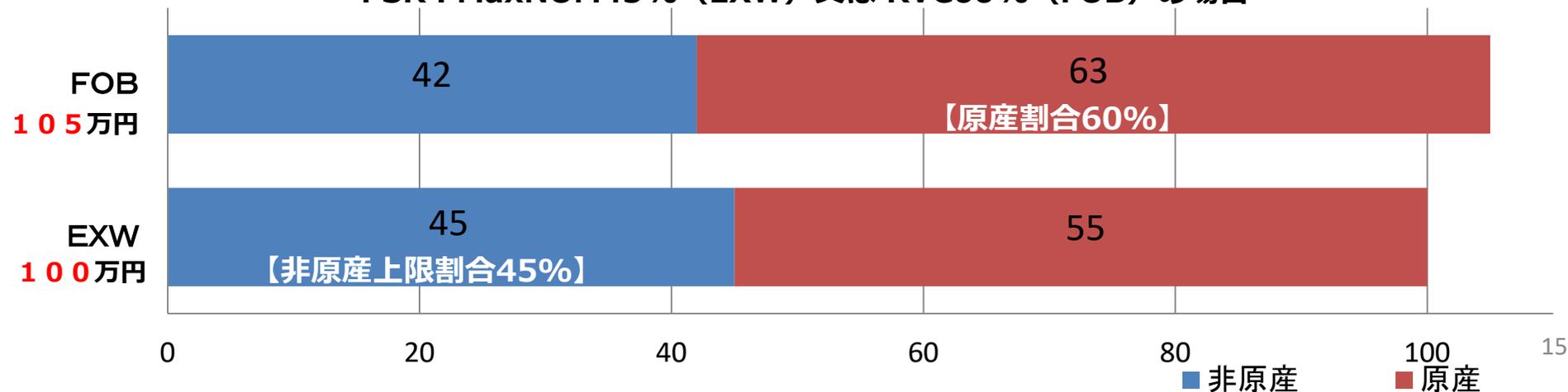
原産地規則(品目別原産地規則の例)

品目	付加価値基準	関税分類変更基準	加工工程基準
自動車	MaxNOM45%(EXW) 又は RVC60%(FOB)	—	—
自動車部品	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	4桁変更(CTH)	—
ジャケット	—	—	—メリヤス編み又はクロセ編み 及び —織物の裁断を含む組立 等
筆記用インキ	MaxNOM50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)	CTSH	化学反応、精製 等

(参考) FOBとEXWの閾値の比較

原産割合(RVC)・非原産上限割合(MaxNOM)の計算に際し、FOBベースの割合とEXWベースの割合との間には5%の差異が設定されている。

PSR : MaxNOM45% (EXW) 又は RVC60% (FOB) の場合



政府調達

- ✓ GPA（WTO・政府調達協定）において開放されていないEU加盟国の国レベルの機関（ルーブル学院（フランス）や原子力規制庁（スロバキア）等13機関）及びPublic Lawに従い運営される病院・大学等の機関（対象機関を例示）を日本に対し新たに開放。
- ✓ 鉄道分野に関し、EU側はGPAでは日本企業をEUの鉄道市場から除外可能としていたが、EU側の鉄道施設及び都市鉄道、トラム、等の分野における一部の鉄道産品の調達が新たに開放された。

投資自由化

- ✓ これまでいずれのE U加盟国とも締結していなかった投資に関するルールを新たに規定。
- ✓ ローカルコンテンツ要求, 技術移転要求, 投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止を規定。
- ✓ 原則全ての分野を自由化の対象とし, 自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し, 透明性の高い自由化約束を確保。

⇒ E U市場に進出した我が国企業がビジネスをする上での予見可能性が高まる。

EPAと投資協定の切り分け

- 日EU・EPAは、これまで投資規定も含めて一つの協定として交渉。
- しかし、投資以外の規定はEUの単独権限のため、EU議会の承認で発効し得るが、投資規定の大半は「EUと加盟国の混合権限」であるため、EU全加盟国議会での承認が必要。
- 投資規定も含んでいたEUカナダのEPAは、投資規定への加盟国の反対で、一時承認手続きが難航。



EPAの早期・確実な発効を実現するため、投資規定の大半を分離。現在、別途交渉中。

日EU・EPA（経済連携協定）

EU議会の批准で発効

関税(自動車: 8年目撤廃、チーズ:関税割当、ワイン:即時撤廃)
原産地規則、サービス、電子商取引、知的財産、地理的表示
政府調達 等

投資自由化規定

- 原則全ての分野を自由化（自由化を留保する分野にはネガティブ・リスト方式を採用し、透明性を確保）
- ローカルコンテンツ要求、技術移転要求、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等

日EU・投資協定部分

EU議会及び全加盟国の批准で発効

投資保護規定

- 公正衝平待遇(差別的措置の禁止等)
- 収用(国有化) 等

投資家と国の紛争解決手続

サービス

- ✓ サービス貿易の最恵国待遇等について規定。ネガティブリスト方式（原則全てのサービス分野を自由化の対象とし規制の根拠となる措置や分野を列挙）を採用しており、規制の現状が明確となり透明性が向上。また、GATSにおける約束と比べて、電気通信サービス、建設・エンジニアリングサービス、流通サービス、観光・旅行サービス等複数の分野の規制が緩和されることとなった。⇒幅広い分野での日本企業の海外展開にメリット。
- ✓ 金融規制に関する協力についての附属書において、EU及び日本の新規制の導入や規制の同等性評価において、双方の金融当局が協力を推進する努力義務を規定。本邦金融機関のEU金融規制対応の負担軽減等を図り、EU域内での円滑な事業展開・進出を支援。
- ✓ 自然人の入国及び一時的な滞在については、（会社等）設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者について、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性、及び数的制限等の規制を設けてはならないこと等を確保。

⇒ E Uで商談、サービスの提供、駐在などを行う企業にメリット。

EU域外からの人の移動

	GATSでのEUの約束	日EU・EPAでのEUの約束
投資家 Investors	約束なし	日本人の滞在期間: 最長1年 (CETA同様 ¹)
契約に基づくサービス提供者 Contractual Service Suppliers	各国の法制による	日本人の滞在期間: 最長12か月 (オーストリア, 英国については最長6か月)(CETA同様)
独立の自由職業家 Independent Professionals	約束なし	日本人の滞在期間: 最長12か月 (オーストリア, 英国については最長6か月)(CETA同様)
短期商用訪問者 Short-Term Business Visitors	約束なし	日本人の滞在期間: 最長90日(6ヶ月毎に) (CETA同様 ¹)
設立目的の商用訪問者 Business Visitors for Establishment Purposes	各国の法制による	日本人の滞在期間: 最長90日間(6ヶ月毎に) (CETA同様)
企業内転勤者 Intra-Corporate Transferees (ICT)	各国の法制による	日本人の滞在期間: 最長3年(各国の裁量により延長可能)(CETA同様 ¹) 加えて、 ICT指令(EU域外国からの企業内転勤者の滞在・労働許可に関する指令) の内容 ①企業内転勤者の入国及び一時的滞在のための申請について、 90日以内に申請者に結果を通知 ②その家族について、企業内転勤者と同期間の滞在の許可 ③EU入域後の域内他加盟国への入国・在留・稼働の権利の保障 を約束。 (CETAでは、上記のうち②の一部(配偶者の帯同)のみに限定。)

- ✓ ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止。
⇒企業にとって機密情報にあたるソース・コードの開示を求められることを抑制する効果。
- ✓ その他、以下についても規定。
 - 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止。
 - 電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性。
 - 電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等。⇒電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールが整備され、ITを利用して日本に
いながらにして商品取引・サービス提供を行う企業にメリット。
- ✓ データの自由な流通については規定されているが、本協定にかかる規定を含めることの必要性
について、協定発効後3年以内に再評価する旨の規定を設けた。

(参考)日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効

日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、平成31年1月23日に発効しました。本枠組みの構築に関しては、日EU双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成30年7月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。

この合意を踏まえて、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において上記のEU指定を1月23日付けにて行うことを決定しました。

また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同23日付けにて行うことを決定しました。

本枠組みの発効により、データが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出され、グローバルビジネスを展開する企業にとって、業務の効率化及びコストの削減等が見込まれる他、新たなビジネス・モデルを創造する契機となり、ひいては、消費者が享受する便益の向上にもつながることが期待されます。

(個人情報保護委員会HP抜粋)

- ✓ 特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、営業秘密及び医薬品等の開示されていない試験データ等の知的財産を対象に、T R I P S 協定よりも高度な規律を規定。具体的には、製品の部品についても意匠として保護することや著作権の保護期間を著作者の死後 7 0 年とすることなどが規定された。
- ✓ 権利取得手続の透明化、知的財産権の行使（民事上の権利行使手続及び国境措置）、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る

⇒ E U において我が国企業が今後も安心してビジネスを展開できることが期待。

□ 規制協力

- ✓ 日・EUで双方の規制上の課題について議論をする枠組みを構築
- ✓ 上記枠組みが確保されることで、規制・基準策定の際の透明性向上が図られるとともに、日欧間の規制・基準の調和が図られる。
- ✓ 具体的には、規制措置案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、規制に関する良い慣行についての情報交換、規制協力活動、計画中又は既存の規制措置に関する情報交換等について規定。
- ✓ 日EU間の協力等を推進するために、専門委員会を設立することについて規定。